

ひまわりのからの メッセージ

140号

2023.6.12.

NPOひまわりの花内
西濃圏域
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

人生の 宝もの



先日、高校時代の同窓会がありました。ミニ同窓会と聞いていたので二十名程の出席かと思っていきました。何と五十三名も集まり、そしてセクラス中、物故者も分かっているだけで五十名をこえていると知らされました。

私たちが高校へ入学した年に、校舎は藤江町から現在の中川町に移ったのですが、当時は駅から学校まで田畑が続いていて朝と夕方に近鉄バスが電車通学の生徒をピストン輸送してました。

一日の授業が終わると掃除時間です。私は家庭料室の分担でしたが、掃除の終了時刻になると家庭料の先生が点検にいらっやあって、「ここが拭けてない。やり直して！」と言われます。「そこは拭いた所ですが…」と訴えても「でも、汚いでしょう。」と厳しい口調でおっしゃいます。もちろん、私たちは拭き直すのですが、そんなことが度重なると、生徒としては、通学バスに乗せな

めの意地悪なのではと勘繰りなくなったものです。当時、通学バスに乗り遅れると、一時間後の定期バスを待つか、駅まで歩いていくしかなかったからです。

けれど、そんな時、助っ人が来てくれます。自転車通学の同級生が自転車に乗せてくれたのです。もちろん二人乗りは禁止ですが、先生たちは「バスに乗り遅れたんだな」と、見て見ぬふりをして下さったのでしよう。古き佳き時代のことで、見通しの良い田んぼの中の野道を走ったことが昨日のことに思い出されます。

あれから六十年もの歳月が経ちましたが、私たちの関わりはずっと続いていて、私がNPOを立ち上げた時には、自転車に乗せてくれた友だちはもちろん、高校一年の時の友人たちが協力して支えてくれました。「貴女は自分がやりたいと思ったことを今までやって来たのだから死ぬまでずっとやっていってよ」と友の一人は言います。「私たちは旅行に行ったりしてるけど、貴女は来られないでしょう？」と、もう一人の友が傍で私を誘ってくれます。「いつか一緒に行けるといいね」と笑いながら、おそらくそんな日は来ないだろうと皆、思っているのです。常日頃会えないくても、支えてくれる友がいてくれるということは、本当に心強いことです。良き友をもつことは人生の宝と言ってもいいでしょう。

今の子どもたちは、どうでしょう。人とかわることが苦手な子ども多いように思います。甘言にだまされずに生涯の友を見つけてほしいと願わずにはいられません。庭先に紫陽花が咲いています。

発達障害の特性伝え

入社したのに――

六月七日付の朝日新聞の一面と二面には、発達障害の人の就労についての記事がありました。

四十代の女性は、お子さんが発達障害と分かり、自身も職場でうまくいかなかったことから、診断を受けたところADHDとASDだとわかったそうです。そして五年前に障害者雇用枠でIT企業に契約社員として採用された時に障害の特性を伝えておいたそうですが、配属された部署は業務の種類も量も多く、締め切り直前の仕事を振られることもあったといいます。「仕事の連絡は文字に残るものにしてほしい」と文書で伝えましたが、上司は口頭で指示を出すことも多く、その方はうつ病を発症し、その後病状が回復したにもかかわらず復職できず、雇い止めされたということでした。

二十代の女性は小学生の時にASDと診断され、障害者枠での就労も考えたそうですが希望する仕事に携われる会社が見つからなかったために一般就労することにし、採用試験を受けて入社しました。長く勤めたい会社だから、特性を理解してもらった方が良く考えた女性は、入社一カ月後に社長に伝

えたところ、面接時に言わなかったことを批判されたそうです。そして、職場での配慮についての話し合いの場を設けてほしいと再三要求したそうですが、結局一度も話し合いの場は設けられないことはなく、退職に追い込まれることになったのでした。

合理的配慮について

合理的配慮は、06年に採決された国連の障害者権利条約に盛り込まれた考え方で日本は14年に条約を批准しました。そして、16年には改正障害者雇用促進法と障害者差別解消法が施行されています。前者は雇用主が従業員に対して合理的配慮をするように求めており、後者は、行政機関や民間の事業者が利用者に対して合理的配慮をするように求めています。

朝日新聞によれば21年に東京都が18歳以上の都民5000人を対象に「合理的配慮の提供」を知っているかどうかアンケートをしたところ、七割の人が知らないと答えたということです。いくら法律が施行されても、知らない人が多いということでは、企業で理解してもらえないということが起きても不思議ではありません。そして、この法律には罰則規定はありません。しかも法律で定める合理的配慮には「提供する側の過重な負担にならない範囲で」という条件がついています。この条件は非常にあいまい



で、過重な負担がどのようなものか判断が難しいでしょう。しかも発達障害ということには広く知られるようになったものの、まだまだ理解されていないのが現状ではないでしょうか。

私の周りにも、わが子の発達障害がいの特性を理解しようとなさらない保護者も多くいらっしゃいますし、多動が落ち着いてきたのもはや発達障害がいは無関係であると考えておられる方もいらっしゃいます。そしてそれは当然とも言えます。大人になった時の本人の困りは、それぞれ異なっているので家族であっても理解し得ないこともあるでしょう。

また、朝日新聞で紹介された方々は、自分の困りをわかっている、配慮してほしいと声をあげた方でしたが、実際には自己理解ができていない人の方がとても多いように思います。また、例え分かっても上手に表現できなくて相手に伝わらないということもあるでしょう。

自分がどうしてもらえれば助かるのか、どういう状況下で困るのがわかっているても企業側が過重な負担であるとしてとらえるとしたら、なかなか合理的配慮はしてもらえませんが、幼少期から途切れのない支援を…と叫びつづけてきました。園や学校での合理的配慮も一時期よりも後退しているのではないかと思うのは私だけなのでしょうか。「社会的障壁」を無くしていくことの困難さを感じる昨今です。

園・学校への 巡回でふと感じる あれ・これ

★ある園で、製作の様子を参観しました。担任の先生は製作過程を①④まで視覚的に理解しやすいように黒板に貼って下さっていました。ことはの指示だけでは難しいと考えて視覚支援をして下さったのです。ただ残念なことには、子どもたちはそこまで育っていませんでした。自分が①④の過程のどこをやっているのか分からないのです。視覚支援は多すぎると逆効果になります。子どもの発達を考えて呈示数や

呈示方法を変えていかないといけないのではないのでしょうか。
★小学校一年生の授業です。先生は「30ページを開けましょう」と指示されました。あれ？一年生はまだ5までの数を学んでいる段階ですが…。案の定、子どもたちはすぐに開けられませんでした。ことはただでなく黒板に30と書いて、同じところを探させた子どもたちは喜んで探すだろうに…と思ったことでした。

★最近では園でも学校でも支援員がやたらと多く配置されるようになってきました。それだけ支援を必要とする子どもたちが増えたということなのでしょう。けれども担任と支援員の関係は、なかなか難しいものだと思います。「支援が必要な子どもも含めて貴方の担任ですよ」と言いたくなる程、支援が必要な子以外の子だけ見ている担任が多いように思います。しかも

支援員がベテランで担任が若い場合には、支援員の方がイニシアティブをとってしまっている場面にも出会います。若い先生方にとっては、楽なことかもしれませんが、学級全体を見渡すことがほとんど減っていかない心配です。それに、支援を受けている子どもの方も、担任の一斉指示を聞かなくても側に居る支援員が手取り足取りやってくれるので、何も困りません。やってみてラッキーというところですが、本当は子どもたちの自立を妨げているのであって、とても合理的配慮と言えないのではないかと思うこともあります。「支援は引き算である」ことは、何事も園や学校に限ったことではなく、家庭生活においても同じことが言えると思います。

本園、小学校、中学校、高校…と様々な機関に伺うと必ず話題にあがるのが保護者との関係です。学校での行動を伝えても「家ではそんなことはない」と家族は信じられないし、お互いに不信感をつのらせていってしまうこともあるようです。子どもたちは、当然家庭での姿と学校での姿は異なっているはずで、私たちだって職場の顔と家庭では違います。集団生活を送る上で社会性やコミュニケーション力というのは、当然必要ですが家庭の中では集団における適応力の有無は

見えません。そんなところに園や学校と家庭のとうえ方の違いによるあつれきが生じるのかもしれませんが。

集団における子どもの行動については、「いつどこでどんな状況下で、誰に対して起きるのか」また、「こんな時には起らない」という分析がどうしても必要です。学習面の困りが行動として現われることもあるでしょう。お互いに子ども達をよくしたい、健やかに育てほしいと願っているはずですから、先生方は、「こんなことがありました」だけでなく、「それはこつという彼の困りから起きたことだ」と思い、学校ではこの様に考えてこんな関わり方をしています」と話すことが大事なのではないでしょうか。そして家庭でも、「園でくをしてもうえほしい」とか、学校や放課後デイサービズに子育てをまかせようとするのではなく、親としてしっかりお子さんと向き合ってほしいと思います。世の中は変化してきましたし、そのうちにAIGが大きな力をもつようになるのかもしれませんが、家庭のあり方や人と人の関りの中で何が大切なのか、生命体としての自分を見つめ直していくことは必要ですよ。

＜お知らせ＞

- 7/5 ヒアサポート
(ソフトピアセンター)
- 7/10 センター親の会
(スイトピアセンター)
- 7/22 家族会
- その他 成人相談
- 7/10 揖斐川町
- 7/11 養老町
- 7/25 安八町

※ 他の市町でも相談会を行っています。市町の窓口までお問い合わせ下さるか、事務所まで。
0584-84-8350
(NPOひまわりの花)